

## 地域振興部関係補助金等交付要綱

平成 14 年 3 月 29 日

三重県告示第 207 号

改正	平成 14 年 9 月 27 日三重県告示第 587 号	平成 15 年 3 月 28 日三重県告示第 206 号
	平成 15 年 4 月 1 日三重県告示第 219 号	平成 15 年 5 月 30 日三重県告示第 331 号
	平成 15 年 8 月 1 日三重県告示第 449 号	平成 15 年 8 月 29 日三重県告示第 508 号
	平成 16 年 3 月 31 日三重県告示第 267 号	平成 17 年 3 月 29 日三重県告示第 293 号

地域振興部関係補助金等交付要綱を次のように定めます。

### 地域振興部関係補助金等交付要綱

(補助金等の名称等)

**第 1 条** 三重県補助金等交付規則(昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。)第 23 条の規定に基づく地域振興部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)の内容及び補助額又は交付率は、別表 1 のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(財産処分の制限)

**第 2 条** 規則第 20 条第 1 項ただし書並びに同項第 2 号及び第 3 号の規定により財産処分の制限をする期間又は機械及び重要な器具並びに財産は、別表 2 のとおりとする。

(証拠書類の保存)

**第 3 条** 地域振興部関係補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等完了後 5 年間保存しておかなければならない。ただし、知事が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

(添付書類等)

**第 4 条** 地域振興部関係補助金等の交付申請書等の提出時期及び添付書類その他補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度分の補助金等から適用する。
- 2 次に掲げる告示(以下「旧告示」という。)は、廃止する。
  - (1) 市町村課関係補助金交付要綱(昭和 51 年三重県告示第 648 号)
  - (2) 消防防災課関係補助金交付要綱(昭和 53 年三重県告示第 362 号)
  - (3) 交通政策関係補助金交付要綱(平成 4 年三重県告示第 22 号)
  - (4) 情報政策課関係補助金交付要綱(平成 8 年三重県告示第 328 号)

(5) 中山間地域適正管理支援事業費補助金交付要綱（平成 11 年三重県告示第 308 号）

(6) 地域振興課関係補助金交付要綱（平成 12 年三重県告示第 489 号）

(7) 資源課関係補助金交付要綱（平成 13 年三重県告示第 222 号）

3 旧告示の規定により交付された補助金に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

4 この告示の施行前の旧告示に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

附 則（平成 14 年 9 月 27 日三重県告示第 587 号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の地域振興部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 14 年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日三重県告示第 206 号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の地域振興部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 14 年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日三重県告示第 219 号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の地域振興部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 15 年度分の補助金等から適用する。

附 則（平成 15 年 5 月 30 日三重県告示第 331 号）

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の地域振興部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 15 年度分の補助金等から適用する。

2 三重県離島航路整備事業補助金交付要綱（平成 7 年三重県告示第 119 号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

3 旧告示の規定により交付された補助金に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

4 この告示の施行前に旧告示に規定する補助金についてなされた手続は、この告示に規定する補助金についてなされた手続とみなす。

附 則（平成 15 年 8 月 1 日三重県告示第 449 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 29 日三重県告示第 508 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日三重県告示第 267 号）

1 この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、改正後の地域振興部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 16 年度分の補助金等から適用する。

2 改正前の地域振興部関係補助金等交付要綱の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日三重県告示第 293 号）

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、改正後の地域振興部関係補助金等交付要綱の

規定は、平成 17 年度分の補助金等から適用する。

別表 1 (第 1 条関係)

区分	(A) 補助金等の 名称	(B) 補助金等の交付 の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は交 付率	(E) 補助対象者
1	生活創造圏 づくり推進 事業費補助 金	市町村等における生活創造圏づくり推進のための取組等への支援を図る。	1 市町村等が実施する生活創造圏づくりに資する事業で先見性及び創造性に富んだ事業 (1) 生活創造圏ビジョンに基づく事業 (2) その他生活創造圏づくりに資する事業 2 過疎地域等の市町村が実施するコミュニティ機能を活性化するための事業 3 県政の運営上、市町村が緊急に実施すべき事業	別に定める。	市町村、広域連合、一部事務組合、広域市町村圏等協議会及び主として市町村で構成される広域的団体
2	生活創造圏 ビジョン推 進民間支援 事業交付金	生活創造圏ビジョンを推進するための地域住民及び地域住民組織の自主的かつ主体的な取組への支援を図る。	地域住民及び地域住民組織により実施されるビジョン推進に資する事業で、住民、企業、団体、NPO、県、市町村等で構成される生活創造圏ビジョン推進組織が適当と認めたもの	別に定める。	住民、企業、団体、NPO、県、市町村等で構成される生活創造圏ビジョン推進組織
3	東紀州地域 活性化推進 施策支援事 業補助金	東紀州地域の活性化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 人材育成事業 (2) 交流促進事業 (3) 産業振興事業 (4) その他東紀州地域の活性化を目的とした事業で知事が認めたもの	1 / 2 以内	東紀州地域活性化事業推進協議会
4	三重県型デ カップリン グ市町村総 合支援事業 費補助金	中山間地域の公益的機能の維持増進を図る。	中山間地域の公益的機能の維持増進や雇用創出のため、該当する市町村が主体的に創意工夫し創設した事業の実施に要する経費	別に定める。	市町村

5	広域行政体制整備事業費補助金	地方分権時代に適応した総合的で効率的な広域行政体制の整備を支援する。	市町村等が実施する次に掲げる事業 (1) 広域で処理すべき又は処理したほうが効果的な行政課題及びその推進体制について、調査研究する事業(市町村調査研究事業) (2) 合併協議会が実施する市町村合併の検討又は推進事業(合併協議会支援事業) (3) 広域連合が行う介護保険事業における介護保険財政基盤の安定化対策(介護保険財政基盤安定化事業)	別に定める。	市町村、一部事務組合、広域市町村圏等協議会及び主として市町村で構成される広域的団体
6	電気通信格差是正事業費補助金	地域間における電気通信格差の是正を図る。	市町村及び第三セクター法人が行うケーブルテレビ施設整備に要する経費	別に定める。	市町村
7	情報通信格差是正事業費補助金	地域間における情報通信格差の是正を図る。	市町村が行う移動通信用鉄塔施設整備に要する経費	別に定める。	市町村
8	生活交通路線維持費補助金	広域幹線バス路線を維持することにより、地域住民の交通の利便の確保を図る。	複数市町村にまたがり一定の輸送量を有するバス路線の運行欠損	別に定める。	乗合バス事業者
9	第3種生活路線維持費補助金	地方バス路線を維持することにより、地域住民の交通の利便の確保を図る。	平均乗車密度5人未満のバス路線の運行欠損に対して市町村が補助するのに要する経費	別に定める。	市町村
10	市町村自主運行バス等維持費補助金	市町村が運営するバス路線等を維持することにより、地域住民の交通の利便の確保を図る。	市町村が運営するバス路線等の運行に要する経費	別に定める。	市町村
11	鉄道軌道近代化設備整備費補助金	鉄道事業の近代化を促進し、その経営収支及びサービスの改善並びに保安度の向上を図る。	別に定める近代化設備の整備	別に定める。	別に定める鉄道事業者

12	地籍調査補助金	国土の開発及び保全並びに土地利用の高度化に資するため、国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）に基づき、地籍の明確化を図る。	市町村等が実施する地籍調査事業に要する経費	3／4以内5／6以内	市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び農業委員会
13	地籍調査促進事業補助金	三重県内における地籍調査の促進を図る。	市町村等が実施する地籍調査の予備調査に要する経費	1／2以内	市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び農業委員会
14	土地利用転換計画策定等補助金	市町村の総合的な土地利用計画の整備及び充実に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 土地有効利用促進基礎調査事業 (2) 土地利用転換推進計画策定事業 (3) 土地利用調整システム総合推進事業 (4) 遊休土地利用促進計画策定事業	1／2以内	市町村
15	宮川流域エコミュージアム整備事業費補助金	宮川流域エコミュージアム事業を推進するためにフィールドの整備を図る。	宮川流域の自然資産や歴史文化資産を観察したり、体験したりすることのできるフィールドの整備、活用等に要する経費	1／2以内	宮川流域 14市町村
16	土地取引規制等市町村事務費交付金	土地取引規制の適正かつ円滑な実施及び遊休土地利用の促進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 土地取引の届出等に関する事業 (2) 遊休土地の利用促進に関する事業	別に定める。	市町村

			(3) 土地取引動向調査に関する事業		
			(4) 監視区域内の土地取引届出処理及び監視区域詳細調査に関する事業		
17	伊勢志摩「きらり」里親支援事業費補助金	伊勢志摩地域の集客産業の育成及び発展並びに交流の活性化を図るため、「きらり」を集客交流の新たな魅力として事業展開できるところまで育て上げる「きらり」の里親の活動を支援する。	里親が「きらり」の育成、保全等の活動に要する経費	1 / 2以内	「きらり」の里親として組織する団体等
18	紀北で体験しよらい事業費補助金	紀北地域の集客交流の促進を図る。	紀北地域の集客交流を促進させるために行う、体験メニューの充実を目的として市町村等が実施する事業に要する経費	別に定める。	市町村及び市町村が指導する観光団体
19	紀南地域滞在促進モデル事業補助金	紀南地域の宿泊業者の資質向上を行い、観光客等の滞在促進による活性化を図る。	みえ熊野広域観光・商工推進連絡会が行う事業に要する経費	1 / 2以内	みえ熊野広域観光・商工推進連絡会
20	自治会連合会補助金	自治会活動の活性化及び地域福祉の向上を図る。	地域住民主体の自治会活動を支援するために要する経費	別に定める。	三重県自治会連合会
21	市町村合併支援交付金	市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町村の負担を軽減するとともに、市町村合併後の一体的なまちづくり等を支援する。	合併市町村の合併後の一体的なまちづくりのための事業 (1) 市町村建設計画に基づいて実施する事業 (2) 地域アイデンティティを高めるための事業 (3) その他知事が認める事業	別に定める。	別に定める合併市町村
22	離島航路整備事業補助	離島航路事業の維持改善を図り、	一定の要件を備えた生活航路についてその経	別に定める。	別に定める離島航路事業者

	金	離島地域の振興並びに離島住民の生活の安定及び向上に資する。	営により生じた欠損		
23	三重県ネットビジネス支援事業費補助金	地域コンテンツの充実、県内情報関連産業の支援、企業誘致の促進及び情報化による県民の利便性向上を図る。	三重県が無料開放するネットワークを活用したネットビジネスの創出に要する経費	別に定める。	別に定める法人等
24	世界遺産登録記念事業費補助金	東紀州地域への集客交流を推進し活性化を図る。	世界遺産登録記念事業として、熊野古道及び東紀州地域を題材とした演劇の全国公演事業で知事が認めたもの	別に定める。	別に定める。
25	熊野古道基盤整備補助金	熊野古道を活用した集客交流を促進し、東紀州地域の活性化を図る。	熊野古道への来訪者の受入体制の整備のため、市町村が実施するトイレ、案内板等の設置に要する経費	1 / 2 以内	別に定める市町村
26	海洋深層水事業補助金	海洋深層水を利用した地場産業のブランド化により、地域の活性化を図る。	尾鷲市が実施する海洋深層水の取水施設等整備及び本格取水前の取水事業に要する経費	1 / 2 以内	尾鷲市
27	中部国際空港海上アクセス高速船建造事業費補助金	中部国際空港海上アクセスに必要な高速船の整備に対し支援を図る。	別に定める中部国際空港海上アクセス高速船の整備に要する経費	1 / 4 以内	別に定める市
28	幹線鉄道等活性化事業費補助金	駅周辺整備等沿線のまちづくり事業と連携した鉄道の高速化事業を実施し、相乗的な沿線地域の活性化を図る。	鉄道に係る高速化事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める第3セクター
29	紀南中核的交流施設整備事業支援補助金	紀南地域の集客交流を促進し、地域活性化を図る。	県が策定する中核的交流施設整備基本構想に基づき、民間事業者が実施する施設整備及び運営計画策定等の運営体制構築に要する経費	9 / 10 以内	別に定める法人
30	紀北紀南連携・熊野古	熊野古道の世界遺産登録を契機	次に掲げる事業に要する経費	別に定める。	別に定める。

	道パワーアップ事業補助金	に東紀州活性化を図る。	(1) 「灯り」事業 (2) もてなしの体制づくり事業 (3) 観光資源ネットワーク事業 (4) 紀南地域熊野古道活用推進事業		
--	--------------	-------------	--	--	--

別表2 (第2条関係)

区分	(A) 名称	(B)	(C)		
		規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	規則第20条第1項第2号及び第3号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具並びに財産		
1	生活創造圏づくり推進事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具		
2	東紀州地域活性化推進施策支援事業補助金				
3	三重県型デカップリング市町村総合支援事業費補助金				
4	広域行政体制整備事業費補助金				
5	電気通信格差是正事業費補助金			補助事業等により取得したケーブルテレビ施設及び設備	
6	情報通信格差是正事業費補助金			補助事業等により取得した移動通信用鉄塔施設及び設備	
7	市町村自主運行バス等維持費補助金			1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具	
8	鉄道軌道近代化設備整備費補助金				
9	地籍調査補助金				
10	地籍調査促進事業補助金				
11	土地利用転換計画策定等補助金				
12	宮川流域エコミュージアム整備事業費補助金				
13	伊勢志摩「きらり」里親支援事業費補助金			減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具
14	市町村合併支援交付金				



15	三重県ネットビジネス支援 事業費補助金		
16	海洋深層水事業補助金		補助事業等により取得した 海洋深層水取水設備
17	中部国際空港海上アクセス 高速船建造事業費補助金		補助事業等により取得した 船舶
18	幹線鉄道等活性化事業費補 助金		1 件の取得価額又は効用の 増加価額が 50 万円以上の 機械及び器具
19	紀南中核的交流施設整備事 業支援補助金		